

なごみグループ(税理士・社労士)

大阪事務所

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京事務所

〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-14-12・5F

Tel 03-6231-7050 Fax 03-6231-7051

May, 2009

なごみ便り

www.101dog.co.jp

中小企業関係税制改正

本年 3 月 27 日に平成 21 年度税制改正法案が国会で可決・成立されました。
今回はその中で、中小企業が注意すべき二点を紹介させていただきます。

その 1、中小企業者等法人税率の特例



中小法人等の年 800 万円以下の所得金額に対する法人税率が
22% 18%へ引き下げられました。

対象期間は平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度です。

(注) 中小法人等とは、次のような法人をいいます。

- ・ 普通法人のうち各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社等を除きます)
- ・ 公益法人等
- ・ 協同組合等
- ・ 人格のない社団等(法人ではないけれども法人と同様の活動をしている団体を法人とみなしてこう呼ばれます。例：PTA や労働組合等)

平成 21 年の 4 月決算から税率が変更となります。

その2、欠損金の繰戻し還付制度の復活



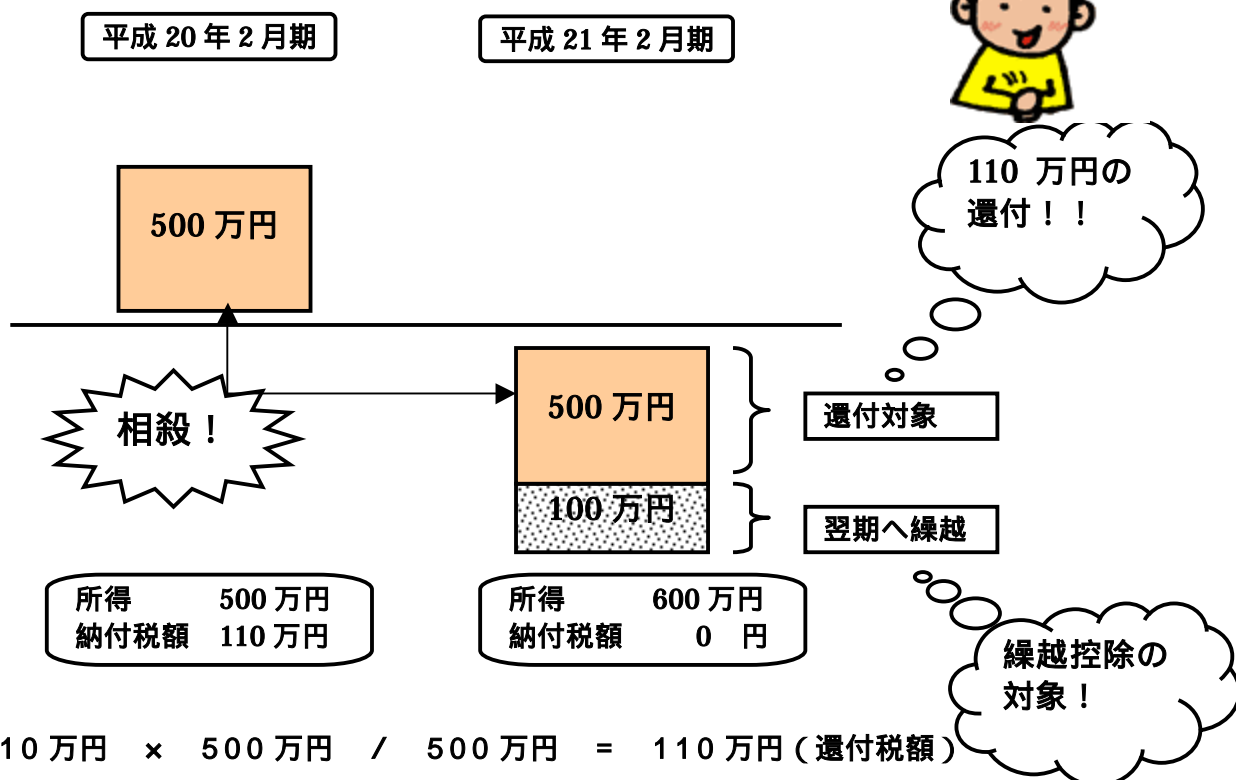
「欠損金の繰戻し還付制度」が事実上復活しました。

「欠損金の繰戻し還付制度」とは、欠損金が生じたときにその欠損金を前事業年度に戻して、既に納付済みの法人税を還付してもらえらる制度です。

対象法人は、資本金1億円以下の法人で、今年2月1日以後に終了する事業年度から適用が可能となります。

「欠損金の繰戻し還付制度」の適用を受けてもなお、控除しきれない欠損金額が生じる場合は、当期に繰戻し還付を受けたうえで、翌期以降において「欠損金の繰越し控除制度」の適用を受けることができます。

(例)



(文章担当：辻、大原)

～利益UP大作戦!!～

「売上、利益をぐんぐん伸ばしたい」、「資金繰りをスムーズにしたい」、「金融機関からの評価をUPさせたい」、こんなポジティブな考えをお持ちの方!!!

経営計画や戦略目標を立て、進むべき道を明確にすることをお勧めいたします!我々はそれらのお手伝いをさせていただきます。ぜひご相談ください!!!

詳しくは『株式会社 和』までお問い合わせください。 TEL .06-6944-4117